

令和6年度環境調査（河川水質）業務仕様書

1 業務名 令和6年度環境調査（河川水質）業務（以下「本業務」という。）

2 環境調査業務

(1) 目的

本業務は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下、「センター」という。）が新規に供用開始を予定している淀江産業廃棄物管理型最終処分場の整備予定地周辺の環境調査を行うことを目的とする。

(2) 業務の期間

契約日から令和6年11月15日

(3) 調査時期

別紙1の調査時期に記す各月の末日までに採取すること。

(4) 検体採取及び分析業務

ア 検体採取

(ア) 採取実施場所

採取場所は、別紙2を参照すること。

(イ) 採取方法

別紙3を参照するとともに、環境庁告示、日本産業規格 JIS 等に基づき実施すること。

イ 分析業務

(ア) 調査項目

別紙1のとおりとする。

(イ) 分析方法

環境庁告示、JIS等に基づき実施すること。

(5) 結果報告

検体採取後、概ね40日以内に測定結果報告書をセンターに紙により提出すること。ただし、異常値が検出された場合には、速やかにセンターに報告すること。

(6) 成果品の提出

令和6年11月15日までに成果品（報告書及び電子データ（CD-Rなどに記録）を各1部）及び完了報告書をセンターに提出し、センターの検査を受けるものとする。

(7) その他

ア 採水の当日、河川の状況が通常の状態でない判断される場合は、調査を中止すること。

イ この仕様書の記載で判断できないこと、その他必要が生じた場合は、センターと協議すること。

3 その他

(1) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 受注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が、本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合。

(イ) 再委託する業務に、本業務の中核となる部分が含まれている場合。

ウ イの規定にかかわらず、発注者は、この仕様書に掲げる項目のうち、20%の件数まで再委託を認めるものとする。この場合において、受注者は書面により発注者に承認申請を行うこと。

エ 受注者は、アの承認を受けて第三社に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

(2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は受注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ 受注者は、本業務に従事する者並びに(1)の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、アの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア又はイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

エ アからウまでの規定は、本業務の期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(5) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別紙1

「調査項目」

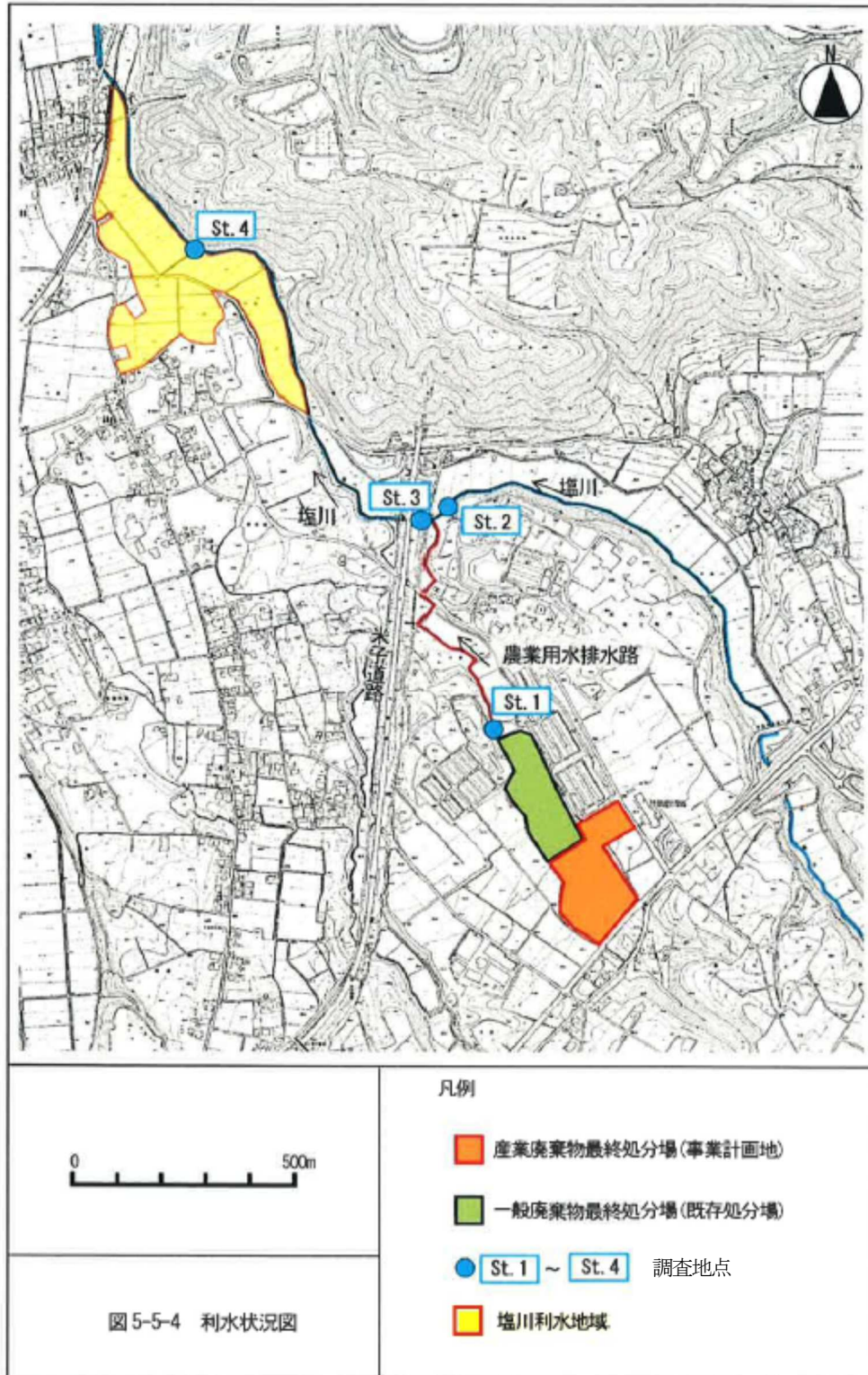
1 河川水質の調査

(1) 調査地点	別紙2 位置図(塩川(本川、支川))のSt.1からSt.4の4地点
(2) 調査時期	令和6年5月、9月
(3) 調査項目	<p><生活項目> pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸</p> <p><健康項目> カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンガルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサソ</p> <p><その他> 全窒素、全磷</p> <p><農業用水基準項目> 電気伝導度、銅</p> <p><現地調査> 各地点の検体採取日時、天候、気温、水温、流量、冷時臭、色相、外観を記録</p>

2 河川水の悪臭調査

(1) 調査地点	別紙2 位置図(塩川(支川))のSt.1の1地点
(2) 調査時期	令和6年6月、8月
(3) 調査項目	気温、水温、pH、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル

「位置図」



「採取方法について」

1 検体採取日

採取日は、次の点に留意して決定するものとする。

- (1) 原則として「採取日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日」に実施すること。
- (2) 採取は、同一日に行うこと。

2 採取方法

(1) 採取部位

試料の採水部位は、原則として流心で、かつ水面から水深の2割程度の深さの部位とする。

(2) 採取量

採取量は、分析項目を勘案し、必要かつ十分な量とすること。

(3) 容器等

分析項目に応じて試料容器はよく洗浄し、特に油分用、大腸菌数用、PCB用、農薬類用等を除き、2から3回共洗いを行うこと。

また、採水器も採水の都度、十分に洗浄すること。

(4) 現地調査の記録

採取に当たっては、現場台帳を携行し、現地調査項目等を記録するものとする。

なお、DOについては現地で固定処理を行うこと。

3 試料の運搬及び保存

(1) 試料は専用の運搬用クーラーボックス（保冷剤入）で運搬し、搬入後は速やかに分析すること。

(2) 健康項目等の分析のためやむを得ず試料を保存する場合には、日本産業規格 JIS に定める保存法によること。